

第9回 周南市市民憲章等検討委員会 会議資料

(会議資料)

- 資料 1 提言書（案 2）
- 資料 2 市民憲章(案)に対する意見（要旨）
- 資料 3 市民憲章（案）に対する意見の概要と対応
- 資料 4 第5文 これまでの検討案
- 参考資料 パブリックコメント対応例（参考 1）（参考 2）

平成18年2月 日

周南市長 河 村 和 登 様

周南市市民憲章等検討委員会
会 長 杉 光 英 俊

周南市市民憲章等の提言について

私たち市民憲章等検討委員会では、昨年9月1日に第1回の検討委員会を開催し、市長より市民憲章等の案の作成について依頼を受け、その後____回にわたる審議を経て、このたび、「市民憲章」(案)及び「市の木・市の花」(案)を作成しました。

その内容等について、下記のとおり提言いたします。

記

1. 市民憲章作成にあたっての基本的な考え方

市民憲章を作成するにあたり、次のことを作成の基本に検討を行った。

- ・ 前文、本文の2部構成とし、みんなで唱和できるようなものであること
- ・ 文章として簡潔で言い易く、覚えやすいものであること
- ・ 子供から高齢者まで、誰もが親しみやすいものであること
- ・ 市民の行動規範として、行動に結び付き、実践に繋がるものであること

2. 市民憲章(案)

周南市民憲章

(前文)

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら
心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います

(本文)

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

●文案の解説

(1) 前文

前段の「自然と産業が調和した」の部分は、海や山の自然に恵まれ、産業も発達し調和のとれた周南市の特性を述べており、「周南市を愛し」の部分は、合併後の一体感の醸成を目指したものです。

また、「ともに輝きながら」は、総合計画にもある周南市の基本姿勢を述べており、文末の「誓います」により、市民一人ひとりが憲章にあげたようなまちづくりに向かって行動することを宣言するものです。

(2) 本文

- ・「わたくしたちは」を主語としていますが、唱和を容易にするため省略しています。
- ・5つの文には、次の内容が含まれています。

① 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります

「環境・自然」の分野について、本市の特性である豊かな「海・川」＝（水）と「山・花」＝（緑）を大切にし、恵まれた自然環境を守り育てるまちづくりの方向を表しています。

② 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります

「福祉・安全」の分野について、奉仕、ふれあい、互助、共生等の中で市民が相互に助け合い、安心・安全のまちづくりを目指していくことを表しています。

③ 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります

「産業・経済」の分野について、市民がいきいきと働き、物心両面の豊かさを感じることができ、市全体として産業の栄えるまちを目指していくことを表しています。

④ 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります

「健康・スポーツ」の分野について、市民が楽しくスポーツやレクリエーションに親しみ、明るい家庭を築いていくことが、健康的なまちづくりに繋がっていくことを表しています。

⑤ 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

「国際・文化」の分野について、国際交流やインターネット等を通じて市民にとって世界が、より身近に感じることでできる社会の中で、これまでの伝統や文化を継承しながら、地球人として国際感覚を身に付けた人材を育成し、市民がいきいきと輝くまちづくりを進め、世界に誇れる周南市にしていくことを表しています。

文面の変更も含めて再検討する

(3) その他

- ・前文、本文とも句読点はいれない形にしています。
- ・本文の各文は、それぞれ同等の位置付けとしており、順番を付けないため、すべての番号を「1」とし、読み方は「ひとつ」と読みます。

3. 「市の木・市の花」(案)

(1) 市の木：クスノキ

選定理由：市民からの応募において、応募総数500件のうち過半数を超える54%

を占める結果となっています。その内容を見ると旧2市2町のすべての地域で過半数を超える応募となっており、全体的に市民の意向が強い樹木であるといえます。また、樹木の特性として、常緑樹であり、育てやすく、樹勢もよいことから、将来にわたり伸び行く周南市にふさわしい樹木であることから、市の木として選定しました。

(2) 市の花：サルビア

選定理由:市民からの応募において、応募総数494件のうち43%を占める結果となっています。その内容を見ると徳山、新南陽地区では、旧2市の「市の花」であったこともあり、親しみやすい花として過半数を占めています。

また、鹿野、熊毛地区では、旧町の地域特性のあるササユリとヒロハドウダンツツジが最も多い応募となりましたが、これらは、鹿野地区、熊毛地区に限定的に自生、栽培できるものであり、市内のどこでも栽培できるものではありません。

サルビアは、鹿野、熊毛地区で応募の最多ではありませんが、上位に入っており、全体的には、市民に認知されている花であると言えます。さらに、花の特性として、育てやすく、開花の時期が長いので長く楽しめる花であり、赤が目立つことからきれいで明るい花であることから、周南市にふさわしい花として選定しました。

4. その他

(1) 制定後の推進について

本答申にかかる市民憲章は、市民一人ひとりが主体的に新生周南市の建設に参加する意欲とその理念を表明したものです。まちづくり総合計画で謳われている「住んでよかった」、「住み続けたい」と真に実感できる周南市を創り出していくためには、市民の自主的、積極的な協力が不可欠です。

今後は、憲章の普及や憲章に掲げられた理念にもとづいて具体的な行動目標を策定するなど、市民憲章推進事業の積極的展開を図っていく必要があると考えます。

(2) その他

市民憲章（案）に対する意見（要旨）

意見 1

本文：「教養を深め～」について

- ・ どのような行動目的を指しているのかよく理解できない。
- ・ 「自らが輝き」、「世界に誇れるまち」とは、具体的にどんな行動をとればよいのか。
- ・ 市民憲章は、意味がわからなくても唱えればよいものなのか。
- ・ 世界に誇らなくても、胸を張って「郷土は本当に良いまちだ」と自信をもって言えるまちを目指せばいいのではないか。
- ・ 文化については、郷土の先人が築いた文化を誇りにし、時代に合った文化にさらに発展させる意味の方がいいのではないか。

意見 2

- ・ 前文について、「自然と産業」に「人情」を加える。
- ・ 前文や本文の中で「ともに輝きながら」、「自らが輝き」とあるが、抽象的でよくわからない。→前文は「ともに輝きながら」を「すこやかに」に変更する。
- ・ 本文の各文末が「まちをつくります」とあるが、市内には市街地や農山村など色々な地域があり、一概に「まち」と言うのは変である。
- ・ 修正案として

わたくしたちは 自然と産業と人情が調和した周南市を愛し すこやかに心豊かに暮らせることをめざして つぎのことを誓います

- 1 自然を大切にし 緑と花を育てます
- 2 助け合って 安心して暮らすよう努めます
- 3 健やかに子どもを育て 活力を増進します
- 4 からだを鍛え 長寿をめざします
- 5 趣味を持って 教養を高める努力をします
- 6 地球温暖化防止に積極的に貢献します

意見 3

本文：自然を大切にし～

- ・ 水は「自然」の中に含まれるのではないか。花や木等を人が植え育てることにより、緑となり、美しくなるのではないか。→「水」を「花」に変更

本文：教養を深め～

- ・ マナーやルールを守る人が減っている。
 - ・ 世界に何を誇れるまちをつくるのかよくわからない。言葉の語呂も悪い。
- 修正案：教養を深め ルールを守り 文化に輝くまちをつくります

意見 4

市民憲章の案は素晴らしい。これで進めていって欲しい。

- ・「自らが輝き」という文言は良い。
- ・個々が自らを磨くことで輝けば、全体ではすごい明るさになる。
- ・こういう憲章では「個」（自らが輝きという部分）はそぐわない気もするが、問題ないと思う。

意見 5

前文：「自然と産業の調和した周南市を愛し」の部分で、

- ・「自然と産業」は当市に同居、混在しているが、「調和した」と断定する程ではない。
- ・「愛し」という断定的、聞き様によっては命令調で記述するのはよくない。
- ・愛す、愛されるということは、育んでいくものであり、明文化にはそぐわない。
- ・どちらも、「めざし」と同様に、「これからそうある様にめざす、はげむ」という表現にして欲しい。

本文：「水と緑の～」の部分で、

- ・風、空、星等を加えて欲しい。

意見 6

前文：自然環境、地理、歴史的・文化的特徴等が述べられており、まちづくりの方向性が簡潔に示されておりよい。

本文：

- ・和語で分かりやすく、簡潔に表現されており、親しみを感じ、市民一人ひとりのまちづくりへの行動規範や指針が記されておりよい。
- ・各文の前半は、市民一人ひとりの生活目標、行動規範が述べられ、後半は理想とするまちづくりの方向性が述べられ、唱和活動を通じて市民運動へ、また、日常の実践活動に結びつくよう配慮されている。
- ・第1文について、「水」という言葉がよい。21世紀の環境問題を考える中で、「水」は重要であり、特に周南市にとっては大切なことである。
- ・本文は、呼びかけ、働きかけによって、見る人、聞く人の心にまで優しく浸透していくためには、末尾は「～ます」よりも「～ましょう」の方がよいのではないか。
- ・「～ます」は、子供等には警告と受け止められることもあり、人の心を置き去りにしていく場合もあるのではないか。
- ・「～ましょう」は、和らぎのある言葉であり、人々に働きかけることにより、心に優しく浸透させるのではないか。子供や高齢者まで和らぎのある言葉で、心に浸透し秩序ある行動を意識付けるためにも「～ましょう」がよいのではないか。
- ・「～ます」は、市民一人ひとりの自覚や決意を促す意味から言いやすい表現であるが、市民憲章はコミュニティづくりの中心でもあり、市民の決意とともに他へ優しく呼びかけ、働きかける意味から「～ましょう」の方が適切ではないか。

市民憲章（案）に対する意見の概要と対応

項 目	意見の概要	検討委員会としての考え方・対応
1. 「前文」	①「自然と産業」に「人情」を加えてほしい。	「自然と産業」の部分は周南市の置かれている環境を説明しています。これに対して「人情」という表現は精神的なものであり、ここに加えることは、「自然と産業」とは異なっており、原案のとおりとします。
	②「ともに輝きながら」とあるが、抽象的でよくわからない。「ともに輝きながら」を「すこやかに」として欲しい。	市民が生き生きと生活する様子を表しています。
	③「自然と産業」は同居、混在はしていると思うが、「調和した」と断定する程ではない。断定せずに、「これからめざす・はげむ」という表現がよい。	豊かな自然の中で、農林水産業、工業、商業等の産業が営まれていることを表しており、原案のとおりとします。
	④「愛し」という、断定的、聞き様によっては命令調のような記述はよくない。「愛す」、「愛される」ことは、育んでいくものであり、明文化にはそぐわない。「これからめざす・はげむ」という表現がよい。	自分のまちを愛すること、好きになることからまちへの愛着や思いも湧いてくると考え、「愛し」という表現を使用しており、原案のとおりとします。
	⑤自然環境、地理、歴史的・文化的特徴等が述べられており、まちづくりの方向性が簡潔に示されておりよい。	(肯定的意見)
2. 「本文」 全体	⑥各文末が「まちをつくります」とあるが、市内には市街地や農山村など色々な地域があり、一概に「まち」と言うのは変である。	ここでの「まち」という表現は、「市街地」に限ったものではなく、「周南市」という「都市」全体を表しており、原案のとおりとします。
	⑦和語でわかりやすく、簡潔に表現されており、親しみを感じ、市民一人ひとりのまちづくりへの行動規範や指針が記されておりよい。	(肯定的意見)

	⑧各文末が「○○ます」となっているが、これは、子供等には警告的に受け止められる場合や人の心を置き去りにしていると受け止められる場合もあるのではないか。	この市民憲章では、本文の主語は「わたくしたちは」（わたくしたち＝周南市民）としていますが、省略しています。「わたくしたちは○○しましょう」と呼びかけるよりも、「わたくしたちは○○します」と市民自らがはっきりと意思表示することにより、まちづくりへ市民が主体的に関わっていく気持ちを強く表せると考え、原案のとおりとします。
	⑨子供や高齢者まで和らぎのある言葉で、心に浸透し秩序ある行動を意識付けるためにも、文末は「○○ましょう」がよいのではないか。	
	⑩市民憲章はコミュニティづくりの中心でもあり、市民の決意とともに他へ優しく呼びかけ、働きかける意味から「○○ましょう」の方が適切ではないか	
第 1 文	⑪水は「自然」の中に含まれる。花や木を人が育てることにより、緑となり、美しくなる。「水」を「花」に変更して欲しい。	「水と緑」は、市民が海や川をきれいにし、花や木を育てることを表しており、「緑」には花も含んでおり、原案のとおりとします。
	⑫「水と緑」に風、空、星等を加えて欲しい。	市民が直接的にきれいにしたり、育てられるものをここで表しており、原案のとおりとします。
	⑬「水」という言葉がよい。21世紀の環境問題を考える中で、「水」は重要であり、特に周南市にとっては大切なことである。	(肯定的意見)
第 5 文	⑭「自らが輝き」、「世界に誇れるまち」とは、具体的な行動、目的が理解できない。世界に誇らなくても、良いまちを目指せばいいのではないか。	この文は、教養、国際性、文化、教育、伝統等幅広い分野の内容を含んでいます。そのため、この項は、実践活動としての具体的な目標は見えにくいものとなっています。もともと教育は、未来への挑戦を支援するものであり、前段は学ぶことによって市民が自ら輝いていくということであり、後段は世界に目を開くことによって、日本の伝統・文化を再認識すると同時に、世界に学ぶべきところは学び、その上で世界に向かって挑戦していく、そのような市民を育てる気概をもつまちのイメージを発信したものです。こうしたことから、新生日本を創り出した山口県にふさわしい憲章の結びであると考えています。
	⑮「自らが輝き」とあるが、抽象的でよくわからない。	
	⑯世界に何を誇れるまちをつくるのかよくわからない。言葉の語呂も悪い。	
	⑰文化については、「先人が築いた文化を誇りにし、時代に合った文化にさらに発展させる」意味の文がよいのではないか。	
	⑱マナーやルールを守る人が減っている中で、「ルールを守り 文化に輝くまち」をつくってほしい。	
	⑲「自らが輝き」という文言は良い。個々が自らを磨くことで輝けば、市全体ではとても明るくなると思う。	(肯定的意見)

3. その他	⑳修正案 1 <u>自然を大切にし 緑と花を育てます</u> 2 <u>助け合って 安心して暮らすよう努めます</u> 3 <u>健やかに子どもを育て 活力を増進します</u> 4 <u>からだを鍛え 長寿をめざします</u> 5 <u>趣味を持って 教養を高める努力をします</u> 6 <u>地球温暖化防止に積極的に貢献します</u>	第 1 文：花は緑に含まれていると考えています。 第 2 文：表現は異なりますが、原案とほぼ同じ意味であると思われますので、原案のとおりとします。 第 3 文：まちの活力には、子供を健やかに育てることも大切ですが、原案は、まちの活力の1つ原点は、産業の活性化であり、その基本が働くことであると考えたものであり、原案のとおりとします。 第 4 文：原案は個人の長寿だけでなく、まち全体の中での健康を表現しており、原案のとおりとします。 第 5 文：原案は、単に教養を高めるだけでなく、幅広い意味を持っており、原案のとおりとします。 第 6 文：環境に関することは、原案の第 1 文に含まれています。
--------	--	--

「伝統・文化・国際」の検討の中で出てきた文案

第 4 回検討会

国際

- ・生涯学ぶ喜びをもち 国際感覚をやしないます
- ・地球市民であることを自覚し 世界の平和と繁栄に貢献します
- ・異文化に学び わたしたちの文化をそだてます
- ・世界に目を開き 国際親善に貢献します

伝統文化

- ・教養を高め 文化を創造し 若い力を育てます
- ・人を育てる教育や文化を大切にします（守ります・育てます）

伝統文化国際

- ・異文化に学び 世界に目を開き 伸びゆく町をつくります
- ・教養を高め 世界に目を開き 若い力が育つまちをつくります
- ・世界に目を開き 教養文化を高め 伸び行くまちをつくります

第 5 回検討会

国際

- ・世界に目を開き 国際理解を深めます

伝統文化

- ・教養を深め 若い力を育て伸びゆくまちをつくります
- ・教養を高め 若い力が育つまちをつくります
- ・若い力を伸ばし 教養を身につけ 文化を大切にするまちをつくります

伝統文化国際

- ・世界に目を開き 教養を高め 若い力が育つまちをつくります
- ・世界に目を開き 教養を高め 伸びゆくまちをつくります
- ・自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります
- ・世界に目を開き 人と文化がふれあうまちをつくります
- ・教養を高め 若い力を育て 世界に誇れるまちをつくります
- ・教養を高め 世界に目を開き 若い力が育つまちをつくります

最終案

- ・教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

個別意見の概要と県の考え方

項 目	意見の内容	意見に対する県の考え方
全体	第5、10、11条等において、知事の権限として「知事は、～することができる。」との規定があるが、これらは、知事の責任・責務として、「～するものとする、～する、～しなければならない」と規定すべきである。 「～することができる」という表現では、条文の実効性に期待が持てない。	状況等を勘案して勧告・公表等の対応を検討する必要があることから、「～することができる」旨の規定を設けているものであり、現行どおりとします。 なお、これらの条文については、実効性が確保されるよう、より適切な運用に努めます。
	県民の誰にとってもやさしく分かり易い条文にしてほしい。	正確な表現にするため、専門的な言い回しが入ってしまうことは避けられませんが、改正後は、リーフレット等を作成し、県民の皆様への普及啓発に努めます。
基本理念	消費者の権利として、「必要な情報及び教育の機会が提供されること」が掲げられているが、それぞれ性格が違うので、「必要な情報を速やかに提供される権利」と「教育を受ける機会が提供される権利」を分けて明記すべきである。	消費者基本法との整合性を考慮し、原案のとおりとします。
	消費者団体の権利(組織し、行動する権利)を明記してほしい。	消費者団体が健全かつ自主的に活動できるよう必要な施策を講じることとしています(第19条)。 また、消費者団体を組織し、活動することを阻害する要因はないことから、修正しないこととします。
県の責務	協働の真のあるべき姿が見えないのが実情である。言葉が先行している。現在でも行政から団体へ一方的に下りてくる事業等も多く、その中には、消費者の意見が反映されていないものもある。協働という視点で考えれば、消費者・消費者団体も質を向上させ、対等にパートナーとしてやっていけるだけの力をつけなければならない。そのための行政の指導・支援が必要である。 今後は、真の協働に向けて、消費者や消費者団体が積極的・自主的に参画できる施策をお願いする。私たちも消費者や消費者団体の責務を十分承知し、それを啓発し、意識の高い人々を増やしていきたい。	今後、具体的な施策を検討していく中で、ご意見を参考にします。 なお、県は消費者団体等との協働により、消費者施策を推進するための体制を整備する旨の規定を設けます。

項 目	意見の内容	意見に対する県の考え方
事業者の責務・事業者団体の役割	「努める」という言葉では単に努力目標という印象である。もっと積極的な意味合いのある言葉に変更してはどうか。	消費者基本法の規定に沿って原案のとおりとします。
	自らが遵守すべき基準の背景には「国民の生活を守っている」という使命感、倫理感があると思うが、それに反して事業を展開する業者も後を絶たない。もっと強い行政指導があっても良いのではないか。	是正勧告等の措置に加え、新たに情報提供の規定を設け、悪質な事業者名等を迅速に公表することとしています。
消費者基本計画	計画の策定を設けることは大いに賛成するが、「策定に当たっては、幅広く県民の意見を聴くとともに、県消費生活審議会に諮問する」旨の規定を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、策定に際しては、県消費生活審議会や県民の意見を聴くことを規定します。
知事への申出制度	申出制度を設けることは、大変意義があると思うが、申出を、すでに被害が発生している場合に限定するのではなく、被害予防の意味からも「権利が侵される恐れがあるとき」にも拡大すべきである。	ご意見を踏まえ、「消費者の権利が侵害されるおそれがあるとき」を追加します。
啓発活動の推進	啓発活動の中で学校、地域、家庭、職場が同列であるが、学校における啓発は特に推進すべきと考える。「子どもの頃からの消費者教育」と言われながら、まだまだ学校教育の中では少ないのではないか。消費生活アドバイザーなど有資格者と教育委員会、消費生活センター、行政との連携で、教育の中での消費者教育の位置付けをしてほしい。	学校や地域、家庭、職場等様々な場において幅広い年齢層を対象に消費者教育を充実させることが必要であり、原案のとおりとします。 なお、ご意見にあるように、学校における消費者教育は非常に重要であることから、具体的な施策の推進に当たっては、教育委員会など関係機関等とのより一層の連携に努めます。

市民参加のまちづくり

「和光市市民活動支援事業補助金交付要綱改正(案)」 パブリックコメントの意見の概要と市の見解

平成17年9月1日から9月30日までの間、和光市市民活動支援事業補助金交付要綱(案)について意見募集(パブリックコメント)を実施したところ、4名から意見が提出されました。その概要は以下のとおりです。

(意見の提出者数: 4名)

(意見の提出件数: 18件)

○:すでに盛り込まれている ◎:意見を反映し、修正する □:その他

	意見の概要	市の考え方	
1	第2条(補助対象団体)の「任意団体」という表現について、任意団体とすると、NPO法人は認可団体なので、この助成の対象に入らなくなるのではないか。	任意の団体という大きな意味で用いましたが、ご指摘のとおり法律用語としての「任意団体」は、個人として扱われ、NPO法人とは区別されています。そのことから、誤解が生じないように、「任意団体及び特定非営利活動法人」と修正します。	◎
2	第2条(補助対象団体)の団体構成人数が10人以上となっているが、5人以上に変えてはどうか。また、10人以上とする根拠は何なのか。	特定非営利活動促進法では、法人認証要件として構成員の数を10人以上としており、また組織として活動を行うためには、正・副会長、会計、監査等の役員及びその他の構成員が必要であると考えられますので、10人以上としています。	□
3	第3条(補助対象事業)のただし書きの事項は、「この告示以外の規定～事業は、除く」とあるが、告示以外の事業とは、どの範囲までの事業(委託)なのか。	補助金を受けて実施する事業と委託事業は性質の異なるものですが、ご意見を受け検討した結果、本補助金は団体の自立支援を目的とするものと位置づけていることから、市から他の補助金を受けている団体及び委託を受けている団体を除くこととします。	◎
4	第4条(補助金の額)の新規団体設立に係る事業に対する補助金は30万円を限度としているが、20万円を限度にしてはどうか。	団体の設立時には、特に経費がかかり多くの支援が必要と考えますので、従来どおり30万円を限度とします。また、設立ではない事業に対する補助金の限度額を20万円にし	□

	団体数を倍加させ市民との協働を強化する。	ましたので、これにより、補助を受ける団体数が増加し、市民活動が活発になり、市民との協働が強化するものと考えます。	
5	第13条(委員会の設置等)「知識経験を有する者」とは、どのような資格なのか。 ボランティア、NPO等実際に経験した人を優先し選出してはどうか。 また、誰が、どんな基準で選ぶのか。	ご意見のように、資格の有無にかかわらず、コミュニティ・市民活動に知識や経験をお持ちの方を市が選任します。	○
6	第13条(委員会の設置等)の審査基準がわかりにくい 例えば、先駆的とは何を意味するのか。 団体の発展に寄与するというのは当たり前の話ではないか。 会計処理及び資金の使途が適切かどうかは、補助金事業以外の点でも資金の使途が適切かどうかを判断するのか。	補助金交付団体の選考の透明性確保のため、審査委員会を設置し、審査基準を導入しました。審査基準の詳細項目については、この委員会において決定します。 先駆的とは、前例のない先駆けとなる事業を指します。 本補助金は、団体の自立支援を目的としますので、事業を行うことにより、どのように団体を発展させられるかを審査項目のひとつとしています。 同様に団体の健全育成のため、必要に応じ補助金事業以外の会計処理及び資金の使途の適正を確認する必要があると考えます。	□
7	第13条(委員会の設置等)の委員会の構成が明らかとなっていない。また、市の職員が入る必要はないのではないのか。	委員会の選任区分については規定したとおりですが、それぞれの人数については規定していません。選任区分ごとに同数程度としたほうが好ましいと考えられますので、委員の人数を「6人以内」に修正します。 また、市の職員については、行政として関連部署の視点による考察も必要であるため構成員に含んでいます。	◎
8	第14条(和光市市民活動支援事業報告会)の事業報告会は誰に対して行うものか。 「委員会に対し」を追加してはど	事業報告会は審査委員会に対して行うのではなく、広く市民を対象に行います。	□